

## 第4章

### 障害者基本計画 (障害者施策の総合的展開)



# 1 自立した生活支援・相談支援体制の充実

## (1) 相談支援体制の充実

### 【現状・課題】

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で暮らしていく上で、相談支援の体制が大変重要になります。

本市では、障害者総合支援法に規定する相談支援事業として、障害のある人からの相談に応じる総合的な相談窓口を2か所、事業委託により設置しています。2か所の内1か所は本市単独での事業委託で、障害のある人の相談支援を24時間体制で実施しています。もう1か所は、君津圏域の4市（君津・木更津・富津・袖ヶ浦）共同での事業委託により、主に精神障害のある人の相談支援を実施しています。アンケート調査や障害者関連団体ヒアリングの結果でも相談支援体制の充実を求める要望や意見が多いことから、障害のある人が身近な場所で相談することのできる体制の充実や相談に関わる人材の養成が重要になっています。

### 《施策の方向》

#### ① 身近な相談窓口の充実等

- 障害のある人とその家族が気軽に相談できるよう、相談の内容によって市障害福祉課窓口、千葉県君津健康福祉センター（君津保健所）、2か所の委託相談窓口、地域包括支援センター、教育委員会及び市社会福祉協議会などの相談支援の体制をより充実させるとともに、「自立支援協議会」を通じて、相談支援の促進や事業の周知を図ります。
- 障害者総合支援法に規定のある、地域における相談支援の中核的な役割を担う、「基幹相談支援センター」の設置については、本市の状況や他市町村の動向も考慮しながら検討を行います。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
相談支援事業	障害のある人からの相談に応じる窓口を2か所設置し、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用援助等に繋げることで生活の支援を図ります。	障害福祉課

#### ② 地域での相談活動の充実

- 身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置するとともに、広報やホームページ等で周知を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
身体、知的障害者 相談員設置事業	障害のある人またはその保護者等からの相談に応じて必要な指導、助言を行うとともに、障害者地域活動の推進、関係機関の業務への協力などに関する業務を行います。	障害福祉課

③ 障害者ケアマネジメント体制の充実

- 障害福祉サービスを適切に受けられるよう、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成を推進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害福祉サービス費支給事業	障害福祉サービスの「計画相談支援」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課



## (2) 情報提供体制の充実

### 【現状・課題】

アンケート調査の結果では、1割弱の回答者が「福祉情報はほとんど知らない」と回答しており、課題を示しています。障害のある人が地域の中で自立生活を続けるためには、福祉サービス等について、必要となったときにいつでもどこでも適切な情報が得られ、ニーズに応じたサービスを選択して利用できる体制を充実させていくことが求められます。

目まぐるしく変わる障害のある人に関する制度についての最新の情報を、本人や家族その他の支援者等に迅速・正確に伝達し、サービス等が途切れることなく利用できるよう努めていく必要があります。

また、障害のある人の中には、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等、情報の収集・利用の面で制約を受けている方がいるため、そうしたことにも十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

### 《施策の方向》

#### ① 情報提供の充実

○福祉サービス等の各種制度の内容について、市ホームページや福祉のしおり等への掲載、内容の充実に努めることで、広く周知を図ります。

#### ② 情報面でのバリアフリー化の推進

○視覚障害のある人向けの情報バリアフリー化のため、音訳、音声コード等多様な情報媒体の確保に努めます。

○知的障害のある人などに配慮して、わかりやすい表現やかなでの情報提供、漢字へのルビふり等に努めます。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
ホームページ管理運営事業	高齢者や障害のある人でも支障なく利用できるよう、ホームページの表示・表記を分かりやすく改善するなど、アクセシビリティに配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報など幅広い情報を多くの人に提供します。	秘書広報課
「声の広報」の作成	視覚障害のある人や高齢者などのために、広報きみつを音訳した「声の広報」を作成し、市政情報やイベント情報等の周知を図ります。	秘書広報課

### (3) 地域生活支援の推進

#### 【現状・課題】

現在、国においては、障害者支援施設等に入所している人等を可能な限り地域へ還し、地域での生活を支援していくことを推進しています。地域生活への移行を希望する障害のある人や親の高齢化等により独立して生活を始める障害のある人が安心して地域生活を送るためには、総合的な生活支援とそれを可能にする地域資源等の基盤整備が必要になります。

身近な所で気楽に相談できる場所はもとより、訪問系のサービスや短期入所（ショートステイ）、就労や居住の支援、余暇活動や日中活動の場を充実させるとともに、そうしたトータルな支援をコーディネートしていく人材の確保にも努める必要があります。

#### 《施策の方向》

##### ① 地域生活移行への支援

- 障害のある人の入所・入院から地域生活への移行を促進するため、地域生活を営む上での課題を整理して、地域生活移行後のプランについても、入所・入院先をはじめ地域の関係機関と連携・協働して支援していきます。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「地域移行支援」「地域定着支援」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

##### ② 地域自立生活への支援・促進

- さまざまな運営主体の福祉サービス事業者の参入を促進し、サービスの提供基盤の充実に努めます。
- 各種障害福祉サービスなどの利用を促進し、日常生活等に係る支援を行うとともに、制度の周知を図ります。
- 障害のある人が加齢に伴い、日常生活に支障がある状態になっても、自立した生活が続けられるよう、生活支援を重視した高齢者福祉サービスの充実に努めます。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

施策・事業	内 容	担当課
補装具費支給事業	障害のある人に対して、補装具の交付、貸与または修理の支給を行い、職業その他日常生活の能率向上を図ります。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	65歳以上の方に対して、保険給付適用外等のはり・きゅう・マッサージ施術費用の一部を助成し、65歳以上の方への支援を図ります。	高齢者支援課

### ③ 「日中活動の場」の充実

- “日中活動系サービス”の「生活介護」「療養介護」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」などのサービス利用を促進し、障害のある人の日中活動の機会・場の確保を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉サービスの日中活動系サービスである、「生活介護」「療養介護」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課



#### (4) 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

##### 【現状・課題】

障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく自立して生活していくためには、グループホームや住宅などの整備が必要になります。グループホーム等の整備を支援・促進するとともに、重度の障害のある人も安心して生活できるよう、既存住宅の住宅改修助成等を通じてのバリアフリー化を促進し、障害のある人の住宅施策を推進していくことが重要です。

また、障害者の入所施設について、平成29年度現在市内にある施設は、『たびだちの村・君津』と『たびだちの村・BISHA』の2か所となっていますが、入所に関しては、真に入所が必要な重度障害者などについて「施設入所支援」事業の利用を促進し、広域的に施設と連携を深めながら支援を行っていくことが重要になります。

##### 《施策の方向》

##### ① 住宅のバリアフリー化の促進

○障害のある人が暮らしやすい住宅の整備を図るため、日常生活用具給付事業による住宅改修費助成の周知・普及、利用の促進により、既存住宅のバリアフリー化を促進します。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
日常生活用具給付等事業（再掲）	障害のある人に対して、日常生活用具や既存住宅のバリアフリーの住宅改修費の給付を行い、支援を図ります。	障害福祉課

##### ② グループホーム等への支援

○障害のある人の自立生活の促進・支援のため、生活拠点であるグループホーム等の運営に関し、支援します。また、入居する障害のある人への家賃補助等の支援を行います。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
グループホーム等運営事業助成金	障害のある人が入居した、グループホーム等を運営する事業所に対して、運営費の一部を助成します。	障害福祉課
グループホーム等入居者家賃助成事業	グループホーム等に入居する障害のある人に対し、家賃の一部を助成します。	障害福祉課

## 2 就労の促進・充実、社会参加への支援

### (1) 就労の促進・充実

#### 【現状・課題】

就労することは、生活していくための生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、「社会参加」の一つでもあると言えます。今回の国の「基本指針」などにおいても、引き続き「成果目標（数値目標）」の一つに組み込まれ、力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられています。本計画の計画期間から、新規のサービス「就労定着支援」も開始されています。

今後も、障害のある人の就労するための支援や就職後のフォロー、生活全般への支援を含めて取り組みを進めていく必要があります。アンケート調査の結果では、必要と考える就労支援策として、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」などが多く回答されています。

また、「一般就労」が困難な人に関しては、「福祉的就労」の場の充実、就労を継続できる必要な訓練の実施、情報提供等の支援をしていくことが求められています。平成 25 年 4 月から「障害者優先調達推進法（正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が施行され、各地方自治体は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講じるよう努めていくことが求められています。

#### 《施策の方向》

##### ① 一般就労の促進

○障害のある人の就労と雇用の安定を図るため、ハローワーク木更津をはじめ、千葉障害者職業センター、職業能力開発校、障害者就業・生活支援センター及び「就労移行支援」サービス提供事業者などと連携して支援を行うとともに、各事業等の周知を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害のある人への就労支援	ハローワーク、君津商工会議所、特別支援学校、障害福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図るほか、障害のある人の就労相談や定着支援が必要な場合、国・県から委託・指定を受けている「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐことで支援を行います。	障害福祉課

施策・事業	内 容	担当課
障がい者就職面接会	障害のある人の雇用促進及び各企業の障害者雇用率の向上を目的として、「障がい者就職面接会」をハローワーク木更津との共催により開催し、支援を図ります。	障害福祉課
障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労継続支援」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
就労支援の促進	ハローワーク木更津から求人情報を毎日、ファックス受信してチラシを作成し、市役所1階ロビーに配布します。	経済振興課
チャレンジドオフィスきみつ	一般企業等での就労に結びつかない障害のある人に、市役所で就労の場を提供し、文書の封入作業、パソコンのデータ入力や市役所庁内の文書配布等の業務を行い、就労に必要な訓練を行うことで、一般就労への移行の支援を図ります。	職員課

## ② 福祉的就労の促進

- 「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。
- 福祉施設の製品の販路拡大などの支援に努めます。
- 障害者就労施設等の受注の機会の拡大や工賃向上を図ることを目的として、市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、市の各課へ制度の内容や君津圏域（君津、木更津、富津、袖ヶ浦）の障害者福祉事業所について周知して、市の業務に関する発注・委託の促進を図ります。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
福祉作業所管理運営事業	障害者総合支援法に規定する就労継続支援B型事業所を市内2か所に設置（『福祉作業所ふたば園』『福祉作業所ミツバ園』）し、指定管理者制度により事業運営を行います。	障害福祉課

## (2) 各種活動の充実

### 【現状・課題】

人の“生活の質”を向上させたいという思いで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等の温もりにふれる「余暇活動」は重要な役割を果たします。人は仕事に就いて働くだけでなく、本来、余暇活動も行ってはじめて“人間らしい生活”を送っていると言えるでしょう。

今後も、すべての人が気軽に参加できるように、スポーツ・文化等の活動の充実のための支援や環境づくりを進めることが重要になります。障害のある人やボランティアがより多くの行事や活動へ参加して楽しむことができる機会や、レクリエーション活動、生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会の提供に努めることが大切です。

また、障害のある人にとって、障害者団体の存在は、相談・情報入手の場、支え合い・助け合いの場、レクリエーションや社会参加の場としてかけがえのないものとなっています。障害のある人やその家族が運営している各種当事者団体の活動への支援も重要です。

### 《施策の方向》

#### ① スポーツ・レクリエーション、余暇活動等の促進

- 障害のある人のスポーツ・レクリエーションや余暇活動等への参加を促進するための支援体制の充実を図ります。
- 千葉県が主催する「障害者スポーツ・レクリエーション大会」や市の体育祭等への障害のある人の参加を呼びかけ、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じた障害のない人との交流や社会参加を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の社会参加のための外出等について支援を行う、地域生活支援事業の「移動支援事業」や、保護者や家族等介護者の一時的な休息等のため、障害のある人が日中活動の場を利用することで支援を図る「日中一時支援事業」の周知を図り、余暇活動等の充実を促進します。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
スポーツ活動を楽しむ基盤づくり	「する」スポーツの推進として、障害のある人が自主的・積極的にスポーツ活動ができるよう、支援体制を充実させます。	体育振興課
安全・安心なスポーツ施設の整備	「支える」スポーツの推進として、障害のある人が気軽にスポーツに親しめるように、既存の「内のわ運動公園」「スポーツ広場」などのスポーツ施設のさらなるバリアフリー化に努めます。	都市整備課 体育振興課

施策・事業	内 容	担当課
君津地域心身障害児者スポーツ大会	君津地域（君津、木更津、富津、袖ヶ浦）の障害のある人（子ども）が、スポーツを通じて体力の増強・機能の回復などの向上を図り、積極的な生活など、明るい生活に寄与するとともに相互の親睦を図ります。	障害福祉課

## ② 生涯学習の促進

○ボランティアなどの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていき、障害のある人もない人もともに参加し、一緒に学べる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
読書推進事業	通常の活字資料での読書が困難な利用者のために、大きな活字の本や録音図書等さまざまな形態の資料を収集して読書の機会を提供します。また、ボランティアによる点訳資料、音訳資料の作成、視覚障害のある人への対面朗読を行います。	中央図書館
移動図書館巡回事業	図書館への来館が困難な利用者のために移動図書館が巡回し、サービスを提供します。	中央図書館
生涯学習推進事業	障害のある人の生涯学習への参加を促進するため、情報提供方法の改善を図りながら、学習情報の提供に努めます。また、公民館などにおける各種講座等において、障害のある人に配慮した講座等の開催に努めます。	生涯学習文化課

## ③ 障害者関連団体の活動支援

○障害者関連団体による、自主的な学習活動等に対して、地域に出向いて行う「まちづくりふれあい講座」を活用するなどして支援を行います。

### (3) 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

#### 【現状・課題】

障害のある人の社会参加意欲の高まりや急速な高齢化を背景として、障害の有無にかかわらずすべての人が個人として尊重され、不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加できるよう、バリア（物理的障壁）の無いまちづくりを総合的に推進する必要があります。そこで、さまざまなバリアを取り除いていくことや、そもそもはじめから障壁をつくらぬようなまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市ではこれまでも「バリアフリー新法（正式名称：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、歩道や点字誘導ブロックなどの整備、捨て看板等の撤去などを図ってきました。しかし、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えません。障害のある人や高齢者をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが重要になります。

#### 《施策の方向》

##### ① 「福祉のまちづくり」の推進

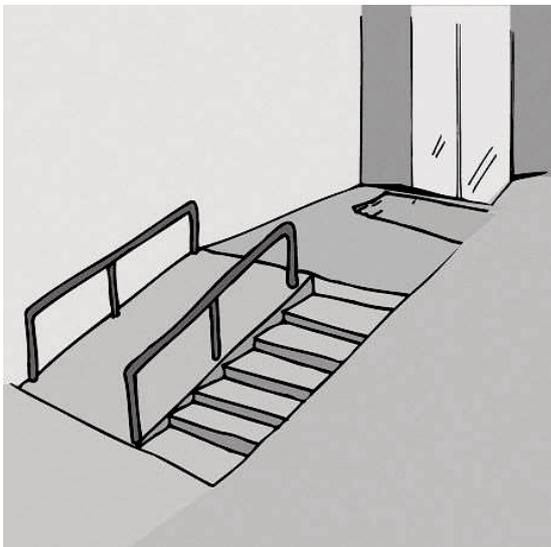
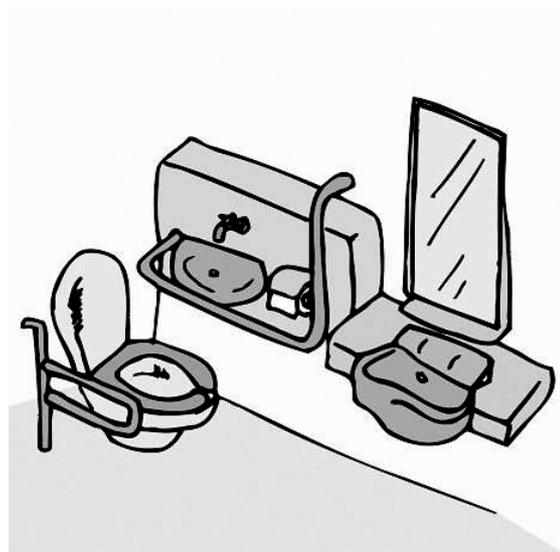
- 障害のある人が安全で快適な生活を送ることができるような都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 「千葉県福祉のまちづくり条例」や「君津市総合計画」等に基づき、公園等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めます。
- 市道について、障害のある人が安心して利用できる道路の整備を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
公園等のユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進	園路や主要施設などのバリアフリー化を進めるとともに、健康づくりや機能回復などの活動ができる公園の整備を推進します。	都市整備課
道路の整備	障害のある人等が安心して利用できる歩行空間を創出するため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置を推進し、バリアフリーの道づくりを目指します。	道路建設課

## ② 公共施設の整備推進

○市所有の施設を障害のある人や高齢者などすべての人々が利用しやすいようにするため、障害者対応トイレ・スロープ等の設置により、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。



#### (4) コミュニケーション、移動支援施策の充実

##### 【現状・課題】

障害のある人の社会参加の実現のためには、「福祉のまちづくり」に加えて、移動支援、コミュニケーション支援の施策なども必要不可欠です。ハード面の環境を整備していくこととともに、障害のある人などの外出・移動手段等の整備を推進する“ソフト面”の支援施策も大切になります。

また、障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害のある人が迅速・的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりが重要な課題です。また、ICT（情報通信技術、情報コミュニケーション技術）の急速な進展により、障害のある人も家などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信をしたりすることが可能になりました。これに対応して、ICT技術の向上やパソコン・スマートフォン等を利用するための支援等も必要になっています。

##### 《施策の方向》

##### ① コミュニティバス車両の充実等

○障害のある人の利用しやすい車両の導入を促進するとともに、障害者手帳所持者の運賃軽減を継続します。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
バス車両のバリアフリー化	路線バスやコミュニティバスについて低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入を促進します。	企画政策課

##### ② 外出・移動支援施策の推進

○障害のある人の日常生活に必要な屋外での移動手段を確保し、自立生活と社会参加を促進するため、地域生活支援事業の「移動支援事業」の周知を図るとともに、障害福祉サービスの「同行援護」の利用を促進し、重度の視覚障害のある人（子ども）の外出・移動の利便を図ります。

○公共施設等の駐車場整備や、障害者専用駐車スペースの確保に努めます。

○自動車を使用しての外出を支援するための「身体障害者用自動車改造費助成事業」及び「障害者自動車運転免許取得費助成事業」の周知と利用の促進を図ります。

○市障害福祉課及び市社会福祉協議会で実施する福祉カーの貸し出し等により、交通の不便な地域での移動手段の充実を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
福祉タクシー事業	重度の心身障害のある人（子ども）がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成し、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
身体障害者用自動車改造費助成事業	自ら運転する自動車を改造した肢体不自由の重度の身体障害のある人に対し、費用の一部を助成することにより社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
障害者自動車運転免許取得費助成事業	普通自動車免許等を取得した、身体障害のある人や知的障害のある人に対し、費用の一部を助成することにより社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

③ コミュニケーション支援施策の充実

- 聴覚または音声・言語の障害のある人への手話通訳者、要約筆記者派遣制度を充実させ、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、聴覚障害者用通信装置等の日常生活用具の給付により、日常生活の支援に努めます。
- 誰もが参加しやすい行事や研修会にするため、手話通訳、要約筆記者の配置等の推進を図ってまいります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
聴覚障害者相談事業	聴覚障害のある人等との手話通訳業務、調査指導により福祉に関する相談業務全般や手話通訳に関する正しい知識・技術の普及などを行います。	障害福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障害のある人等に対して手話通訳者等を派遣し、その相手方との意思疎通を仲介することによりコミュニケーションを支援します。	障害福祉課
手話奉仕員養成講座	障害のある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成講座を開催します。	障害福祉課

④ 情報バリアフリーの促進

- 障害のある人の情報バリアフリー化のためのパソコン周辺機器、ソフト等の助成や補聴器購入費の助成などにより、情報格差の解消を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
ホームページ管理運営事業 (再掲)	高齢者や障害のある人でも支障なく利用できるアクセシビリティに配慮したサイトを作成し、行政情報やイベント情報など幅広い情報を多くの人に提供します。	秘書広報課
補装具費支給事業 (再掲)	障害のある人に対して、補聴器などの補装具の交付、貸与または修理の支給を行い、職業その他日常生活の能率向上を図ります。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業 (再掲)	障害のある人に対して、視覚障害者用拡大読書器などの日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課



### 3 安全・安心な生活環境の整備

---

#### (1) 権利擁護のための施策の充実

##### 【現状・課題】

平成 23 年の障害者基本法改正で、「障害のある人が円滑に投票できるようにするための選挙等における配慮」についての内容が盛り込まれました。本市では現在、郵便投票、点字投票の実施、投票所におけるスロープ、点字器、車いすの設置や点字の氏名掲示、選挙公報の朗読、代理投票等を行っていますが、今後も、障害のある人にとってより投票しやすい環境となるよう努めていく必要があります。

同年 6 月には「障害者虐待防止法」が制定され、障害のある人への虐待防止等の取り組みが求められています。

さらに、平成 25 年 6 月に制定された「障害者差別解消法」が同 28 年 4 月から施行されています。同法では、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められており、本市においても対応が必要となっています。

アンケート調査の結果をみると、差別などを受けた経験について、全体では「ない」という回答が 64.4%を占めて最も多いものの、「ある」と「少しある」を合わせた“何らかの経験がある”が 21.5%みられ、特に知的障害のある人で 43.2%、精神障害のある人で 38.6%と多くなっています。障害のある人も住み慣れたまちで安全に暮らし、活動していくことが可能となるためには、「権利擁護」の体制がしっかり確立されていることが欠かせず、課題がうかがえます。

現在、知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「成年後見制度」や市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」があり、今後も、市障害福祉課や市社会福祉協議会及び地域のネットワークなどを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした、権利擁護の体制をさらに充実させるよう努めていくことが重要です。

#### 《施策の方向》

##### ① 権利擁護施策の推進

○千葉県が設置し、障害のある人などの横断的な福祉の総合相談支援センターである「中核地域生活支援センター君津ふくしネット」等の関係機関との連携により、権利侵害に対する予防や解決に努めるとともに、権利擁護を推進します。

## ② 権利行使の支援

- 「成年後見制度」による支援を必要とする障害のある人について、成年後見制度利用支援事業や法人後見による支援を活用するなどして、利用の促進を図ります。
- 知的障害のある人、精神障害のある人や認知症高齢者が地域で安心して生活を営めるよう、障害福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の利用を促進します。
- 選挙の投票所において、障害のある人が投票しやすい環境づくりに努めます。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
成年後見制度に係る市長申立て	「成年後見制度に係る審判請求取扱要綱」に基づき、身寄りのない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護を図るため、市長申立てや、後見人等の報酬の助成などの支援を行います。	障害福祉課

## ③ 差別・虐待防止対策の推進

- 障害のある人に対する虐待や障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、市障害福祉課に相談窓口を設置します。
- 虐待の未然防止と虐待発生時の早期発見、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加して職員の資質向上を図っていきます。
- 障害者差別解消法のなかで、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することが求められていることから、その事務を既存の「君津市障害者地域自立支援協議会」に付与し、障害を理由とする差別に関することに対処します。

### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害者虐待防止支援事業	障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護等のため、君津圏域4市（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）の共同委託で、緊急時の一時保護のための居室確保と併せ、休日や夜間における「障害者虐待防止センター」業務を実施します。 また、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護時の付き添い等業務、夜間休日家庭訪問相談も実施します。	障害福祉課

## (2) 防災・防犯対策の充実

### 【現状・課題】

障害のある人も含めて誰もが安心して地域生活を営むためには、犯罪を未然に防ぐ防犯対策や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に展開していくことが必要です。特に、平成 23 年 3 月の東日本大震災、同 28 年の熊本地震の発生等により「災害時要配慮者（避難行動要支援者）支援」が一層強く求められるようになっていきます。ひとりでは避難できないことや近所における協力体制が必ずしも十分ではないと思われること、そして避難先（避難所）での生活や医療・治療体制への不安の声等が多く挙げられており、災害時に備えたコミュニティの協力体制づくり、防災体制づくりが求められています。

このため、市の「地域防災計画」を基本として、災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが大切になっています。特に、地域における“自主防災組織”による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための啓発と組織づくりが求められています。

また、平成 23 年の障害者基本法改正で、「障害のある人の、“消費者”としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれ、消費者被害の防止等に向けた対応が必要です。

### 《施策の方向》

#### ① 緊急通信手段の充実

- 障害のある人が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「FAX 119 番」・「メール 119 番」等の周知を図ります。
- 地震などの災害がおきた際に、速やかに避難ができるよう、また、被害を最小限に防ぐことができるよう、防災対策として防災行政無線等の活用により支援を図ります。

#### ② 防犯対策の充実

- 障害のある人を含めて誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりに努めるとともに、地域住民と協力した効果的な防犯活動の推進に努めます。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
防犯対策の充実	障害のある人を含めて誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりのため、警察との連携により犯罪の防止に努めるとともに、自主防犯団体への防犯パトロールに対する支援や防犯パトロールの拠点となる防犯ボックスの整備を行い、地域住民と協力した効果的な防犯活動の推進に努めます。また、ICT 等を活用した防犯情報の提供により、地域の安全性の向上に努めます。	市民生活課 (連携機関・団体： 君津警察署、 君津市防犯協会)

### ③ 災害対策の充実

- 障害のある人や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者の移送先として、あらかじめ「福祉避難所」の指定を推進します。
- 災害時に備え、ストーマ用装具の備蓄保管場所を設置します。
- 要配慮者に、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、住民に対しても要配慮者の救助・救護に関する訓練を実施します。
- 日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整備します。

#### [主な施策・事業]

施策・事業	内容	担当課
福祉避難所運営訓練	大規模災害発生時における避難所生活を想定し、災害時要配慮者の受け入れ先となる福祉避難所の運営訓練を行うことで、現状の課題等を見つめ直し、行政側の迅速な対応、関係団体との連携強化を図ります。	危機管理課 (連携機関：市社会福祉協議会、各福祉避難所)
災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難と思われる障害のある人のうち、個人情報を提供することに同意した方を登録し、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員などに開示して、地域で要援護者を支援・協力する体制づくりを推進します。	厚生課 障害福祉課

### ④ 消費生活相談の実施

- 窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける「消費生活相談」を継続し、障害のある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。

### (3) 保健・医療施策の推進

#### 【現状・課題】

障害のある人や難病患者が地域の中で安全に、安心して生活を続けていくためには、障害や病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であると同時に、日常の医療を受ける際にも、知的障害のある人等では障害のために症状を的確・正確に伝えることができないことなども大きな課題の一つと言えます。障害に対する専門的な医療に限らず、日常的な診療・治療を提供し、障害の軽減や重度化・重複化、第2次障害、合併症の防止に努めることが必要です。

また、身体障害等に関しては、生活習慣病をはじめとする「病気」を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行うことが後天的障害の予防、重度化の予防につながると言えます。介護保険制度においては、平成17年度の制度改革以来、“予防重視型システムの整備・強化”が大きな柱の一つとして進められてきましたが、障害者施策の分野でも重要になってきています。市民一人ひとりの主体的な健康づくりや保健サービスの充実はもとより、障害の原因となる疾病の予防等について、支援を図る必要があります。

#### 《施策の方向》

##### ① 健康づくりの推進

○市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるよう、健康増進モデル事業や成人の生活習慣病等疾病の予防のため、健康教育や健康相談などの充実を図ります。

##### ② 疾病予防・早期発見などの推進

○成人の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査の充実を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
生活習慣病予防健康診査事業	生活習慣病予防を目的に40歳以上の医療保険未加入の人を対象として、健康診査を年1回実施します。また、若年期からの予防を目的に、18歳から39歳までの人を対象にした健康診査を年1回実施します。	健康づくり課

##### ③ 医療給付などの利用促進

○「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援医療（更生、育成、精神通院）費支給事業」などについて、ホームページ等で周知・啓発を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障害のある人（子ども）が医療機関で受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。	障害福祉課
自立支援医療費支給事業	身体障害のある人（子ども）の障害の除去・軽減と進行の防止のために必要な医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の支給を行います。	障害福祉課

④ 精神保健・難病患者支援の推進

- 精神障害者の保健の充実のため、千葉県君津健康福祉センター（保健所）との連携を取りながら支援を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
精神障害者医療費給付事業	精神障害のある人が医療機関で精神科・神経科等を受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。	障害福祉課
特定疾患療養見舞金支給事業	特定疾患患者とその保護者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の増進に資するため、市が指定する特定疾患（指定難病）のため月に20日以上入院している方に、見舞金を支給します。	障害福祉課



#### (4) 生活支援のための施策の充実

##### 【現状・課題】

障害のある人が安心して地域生活を継続することができるためには、生活上のニーズに対応した支援のための施策の充実が必要になります。障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各サービスを適切に利用できるよう支援するとともに、障害のある人を対象とした各種手当等による負担の軽減を図るなど、障害当事者の自己選択と自己決定が尊重される自立支援策の充実・推進を図ることが重要です。

##### 《施策の方向》

##### ① 各種手当等の利用促進

○障害のある人とその家庭の生活の安定のため、各種手当などの支援制度の周知と利用の促進を図ります。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
心身障害者（児）福祉手当支給事業	在宅の重度の心身障害のある人（子ども）またはその介護者に福祉手当を支給します。	障害福祉課
特別障害者手当等支給事業	精神または身体に著しい重度の障害を有するために日常生活において常時特別な介護を必要とする障害のある人（子ども）に手当を支給します。	障害福祉課
特別児童扶養手当給付事務事業	精神または身体に重度または中度の障害のある子ども（20歳未満）を養育している人に手当を支給して子どもの生活に役立てます。	障害福祉課
重度身体障害者理容師派遣事業	外出困難な重度の障害ある人に対し、理容師を居宅に派遣します。	障害福祉課
ねたきり身体障害者（児）紙おむつ給付事業	在宅で常時失禁している3歳以上の身体障害のある人（子ども）で、寝たきりと同様の状態にある人に、紙おむつを給付します。	障害福祉課
重度身体障害者（児）等移動入浴車派遣事業	居宅において入浴の困難な重度の身体障害のある人などに対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行います。	障害福祉課

## (5)「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の促進

### 【現状・課題】

障害のある人が、地域でその人らしく生活していくことができるためには、地域の人々の協力と支援も必要であり、ボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図っていくことが重要になります。

さらに、障害や障害のある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくために、さまざまな機会を活用した広報・啓発活動の充実や福祉教育の推進が必要であり、福祉に関する情報の発信など「ノーマライゼーション」の理念の普及に向けた啓発活動を行っていくことも重要です。

また、国でも「地域共生社会」が目指すべき社会として示され、その定義の一つとして、「支え手側」と「受け手側」に分かれない社会という内容が示されており、障害のある人についても、常に福祉の「受け手」になるのではなく、場面、状況等に応じて時には「支え手側」に回ることも大切になります。

### 《施策の方向》

#### ① 広報・啓発・普及活動の充実

- 「ノーマライゼーション」の理念の普及を図るため、市ホームページなどを活用し、広報・啓発活動を行います。
- 障害者団体などと連携を図りながら、ポスターによるPRや障害当事者参加のイベントの開催による啓発など、啓発交流事業を促進します。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
「障害者週間」イベント	「障害者週間」（12月3～9日）期間中にイベントを実施し、障害について周知を図るほか、障害者施設・団体による作品展示や活動紹介等を行い、障害のある人に対する理解と認識を深めます。	障害福祉課
健康と福祉のふれあいまつり	ふれあいと交流の場を通して、市民の健康づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的にイベントを開催し、障害者施設・団体等による作品展示や活動紹介を行います。	厚生課 (連携機関：市社会福祉協議会)

#### ② 福祉・人権教育の推進

- 市民一人ひとりの障害への正しい理解と認識を深めるため、地域に出向いて行う「まちづくりふれあい講座」を活用するなどして福祉・人権教育の推進を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
人権教育推進事業	障害を理由とする偏見や差別といった人権問題について市民の理解を図るため、公民館等を会場に講座等を実施します。	生涯学習文化課

③ 学校等での交流・共同学習の推進

○市内の小中学校による施設訪問、通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
交流及び共同学習の推進	通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習や、各学校と特別支援学校との交流及び共同学習、さらには地域の高齢者や障害のある人との交流活動を計画的・組織的・継続的に実践する中で、お互いを理解・尊重し、思いやりの心を持って行動できる子の育成を図ります。	学校教育課

④ ボランティア活動の充実

○福祉等さまざまな分野でNPO、ボランティア団体等との対等なパートナーシップを構築・強化するとともに、それらの団体の自主性・自立性を尊重しながらその活動を支援します。また、障害者団体と市社会福祉協議会の連携による地域福祉活動を促進するとともに、NPO、ボランティア活動に関する情報の提供などにより市民の自発的な活動を支援・促進します。

○さまざまな障害のある人の日常生活・社会参加を支援するガイドヘルプ、点訳、音訳、朗読、手話等のボランティア活動を促進するため、市社会福祉協議会と市ボランティア連絡協議会が協働で行う活動促進策を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
コーディネート機能の充実	「ボランティアセンター」において、ボランティアと障害のある人のニーズとの調整が図られるよう支援に努め、また、各ボランティア団体相互及び個人ボランティアとの連絡・調整を図ります。	厚生課 (連携機関：市社会福祉協議会)

⑤ 「地域福祉計画」の推進

○地域における福祉活動を進める際の指針となる『君津市地域福祉計画』を推進します。

## 4 障害のある子どもと家庭への支援

### (1) 療育体制の充実等

#### 【現状・課題】

乳幼児健康診査の充実などによる知的障害など障害の早期発見・早期対応（療育）等は重要になっています。早期療育による支援は、その後の保育、学校教育などの各段階における生活の基盤をつくり、障害のある人が地域の中で自立した生活を送る基礎をつくるための大切なものとなります。

発達、発育の心配を抱える親子に、適切な時期に適切な支援を実施するためには、検査の充実や療育の相談、保護者への支援も含めた体制の充実が必要になります。

#### 《施策の方向》

#### ① 早期療育体制の充実

- 保育園・幼稚園等、子どもを取り巻くさまざまな関係機関と連携しながら、発達障害等の早期発見・早期対応に努めていきます。
- ことばの発達の遅れや難聴等によりことばに問題を抱えている就学前の幼児について、早期発見に努めるとともに、適正な療育を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産・育児期までの切れ目のない支援体制を構築し、妊娠中から育児期まで継続して関わって、育児不安等への支援を行います。	健康づくり課
妊婦・乳児健康診査事業	健康診査を受診してもらうことにより発育・発達の確認や疾病・異常の早期発見に努めます。また、安全な出産への援助と育児不安の軽減に努め、健やかな親子の成長を目指します。	健康づくり課 (連携機関： 千葉県医師会)
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児健康診査を保健福祉センターほかの会場にて実施し、子どもの発育・発達状況の確認、疾病の早期発見と障害の進行防止を図ります。また、虫歯予防、幼児の栄養その他育児に関する指導を行い、その健康の維持・増進を図ります。	健康づくり課 (連携機関： 君津中央病院、 君津木更津 医師会)

施策・事業	内 容	担当課
こどもの発達相談	知的発達や運動発達の遅れの心配のある乳幼児について発達の専門家が相談に応じ、発達障害の子どもの早期発見と療育への支援につなげていきます。	健康づくり課 (連携機関： きみつ愛児園)
幼児ことばの相談事業	ことばの発達の遅れや難聴、発達障害等により発育や発達に遅れや問題を抱えている就学前の幼児等に、適正な療育を図ります。	障害福祉課

## ② 療育システムの整備

- 保健・医療・福祉・教育の各部門の連携を図り、療育体制づくりを進めます。また、妊娠・出産から始まり乳幼児期、学齢期等、子どもの成長過程に応じて横断的に施策を展開し、ライフステージに応じた支援を推進します。
- 発達に不安や遅れのある就学前の障害のある子どもを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行う施設として、君津郡市広域市町村圏事務組合にて運営する『きみつ愛児園』が「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援」のサービスを提供していることから、受け入れ側の保育園等へのその周知や制度の説明等に努めます。



## (2) 障害児保育の充実

### 【現状・課題】

子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育及び教育は、障害のある子どもたちの可能性を最大限伸ばして輝かせ、将来社会的に自立していけるよう図るために重要な役割を果たしています。

生活形態等の多様化が進む中、仕事と子育ての両立や子どもの発育・発達にまつわる悩みや不安など、多角的な視点で障害のある子どもとその家庭への支援に取り組むことが必要です。子どもと家庭の幸せを支えるため、子育て支援・療育的な観点の双方から多様なニーズに対応していくことが求められています。

障害のある子どもの保育の充実を図り、家族を支え、障害のある子どもたちへの支援を推進していくこと、また、療育体制の整備を図り、医療機関を含めた関係機関との連携を確保した多様な保育の場を整備していくことが必要になっています。

平成27年3月に策定された『君津市子ども・子育て支援計画』では、「子どもを健やかに生み育てるまちづくり」を進めるための取り組みを定めており、同計画とも連携を取りながら取り組みを進めていく必要があります。

### 《施策の方向》

#### ① 障害児保育の促進

○保育園への障害のある子の受け入れ体制を整備し、また、保育士の研修の充実などに努めます。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害児保育事業の推進	障害のある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもについて、保育園の施設や受け入れ体制を整備して集団保育を実施します。また、保育園等の施設長や保育士への研修を通して、人材育成を図ります。	子育て支援課

#### ② 連携の強化

○保育が必要な障害のある子どもに適切な支援を行うため、庁内の横断的な取り組みを進めるとともに、関係機関との連携を図ります。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
関係機関との連携	保育が必要な障害のある子どもへ適切かつ途切れない支援を行うため体制を整えるとともに、千葉県立君津特別支援学校、君津児童相談所、児童発達支援センターきみつ愛児園などの関係機関・専門機関との連携を図ります。	子育て支援課

③ 障害児通所等支援サービスの充実

- 「児童発達支援」、「居宅介護」、「短期入所（ショートステイ）」等のサービスの質・量の確保と併せて相談支援の充実に努め、障害のある子どもやその家庭の療育を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
障害児通所等支援給付事業	障害児通所等支援サービスの「児童発達支援」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある子どもへのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業	障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課

### (3) 障害児教育の充実

#### 【現状・課題】

平成 29 年度現在、「特別支援学級」を市立の全小学校 17 校のうち 16 校（31 学級）、また、全中学校 11 校のうち 9 校（19 学級）に設置しています。今後も、さまざまな障害のある児童生徒を学校教育全体の中で受けとめて多様な教育（「特別支援教育」）を展開することにより、障害のある児童生徒に適切な教育の場を確保していくことが大切です。

平成 23 年 8 月の障害者基本法改正をふまえ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学ぶ場を追求する「インクルーシブ教育システム」の整備に関する方向性が示されました。共生社会を目指す「特別支援教育」を推進することが「インクルーシブ教育システム」の整備につながります。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念や「地域共生社会」を実現するためには、子どもの頃から障害の有無にかかわらずともに育ちともに学ぶという考えが大切であることから、学校教育における、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」の推進を図ることも重要になります。

また、市内には千葉県立君津特別支援学校が設置されていますが、児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化等の過密状況への対応が必要とされています。

#### 《施策の方向》

##### ① 就学支援の充実

- 障害の種類や程度・特性を正しくとらえ、障害のある子ども一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、適正な就学支援に努めます。
- 母子保健事業や保育園・幼稚園などとの連携を図り、障害のある子どもの保護者への情報提供の充実を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
君津市教育支援委員会	医師や関係機関職員等から構成される「教育支援委員会」により、特別な教育支援を要する児童生徒の就学に関する事項や教育相談、教育支援に関する事項について調査審議し、答申を行います。	学校教育課

##### ② 就学相談・教育相談の充実

- 特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談、教育相談を行います。
- 障害のある子どもの状況の変化をみながら、より適切な教育ができるよう、特別支援教育担当者の充実、関係機関との連携の推進等、校内の就学相談体制の充実に努めます。

### ③ 学校施設の整備

- 肢体不自由児などの就学に際しては、必要に応じて学校施設・設備の設置、改修等を検討します。
- 千葉県立君津特別支援学校の過密状況への対応については、設置している千葉県と連携を取りながら支援を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
校舎等維持補修事業	児童生徒の安全で快適な学習環境の維持・向上を図るため、小中学校の校舎等の維持補修を行います。また、障害のある子どもの状況に応じ、段差の解消やスロープ等の設置を検討します。	教育総務課

### ④ 特別支援教育の推進

- 通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒について、児童や生徒の個性や可能性に配慮した指導の充実を図ります。

#### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
特別支援教育推進事業	学校が直面する緊急課題の解決を図るため、支援の必要な児童生徒の実態把握に努め、「生活体験指導員」の配置を行います。また、特別支援学校との連携を深め、特別支援チームの派遣や、「ほほえみ相談」「見え方相談」「きこえの相談会」の運営を行い、専門性のある教育相談体制を整えます。	学校教育課

### ⑤ 放課後児童対策の推進

- 放課後などの障害のある子の保育や見守りの場として、「放課後児童クラブ」での受け入れを支援します。
- 「放課後等デイサービス」の提供におけるサービスの質・量の確保と併せて相談支援の充実に努め、障害のある子どもやその家庭の教育を支援します。

〔主な施策・事業〕

施策・事業	内 容	担当課
健全育成の推進	保護者が就労等により昼間自宅にいない家庭の小学校児童を対象とし、授業終了後や長期休暇中の遊び、生活の場を提供する「放課後児童クラブ」への運営費、家賃の一部補助を継続します。	子育て支援課
障害児通所等支援給付事業 (再掲)	障害児通所等支援サービスの「放課後等デイサービス」について、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある子どもへのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課
障害児相談支援給付事業 (再掲)	障害のある子どもの抱える課題や適切なサービス利用に向けて、提供事業者等との連携を図りながら、ケアマネジメントによる支援の提供を図ります。	障害福祉課



#### (4) 卒業後の進路対策の充実

##### 【現状・課題】

障害のある子どもとその保護者が安心して適性や希望に応じた進路を選択できるよう、学校卒業後の進路対策を推進することが必要になっています。

卒業から新しい生活への移行期において一貫した支援を行うため、福祉・教育・労働等分野間の連携を一層強化しながら卒業後の進路対策を総合的に推進していくことが重要です。

##### 《施策の方向》

##### ① 相談機関相互の連携の強化

○特別支援学校やハローワーク木更津、さらには千葉県から委託を受け、障害のある人の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職と生活の支援を一体的に行う、障害者就業・生活支援センターエールなどの関係機関と連携を図り、障害のある人が適切に進路選択できるよう相談支援体制の充実に努めるとともに、一人ひとりの状況に応じた相談から活動に至る就労支援策を確立します。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害のある人への就労支援 (再掲)	ハローワーク、君津商工会議所、特別支援学校、障害福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図るほか、障害のある人の就労相談や定着支援が必要な場合、国・県から委託・指定を受けている「障害者就業・生活支援センター エール」につなぐことで支援を行います。	障害福祉課

##### ② 就労・訓練・活動への支援

○障害のある人一人ひとりの状況やライフステージに応じて「働く場」「訓練の場」「日中活動の場」での各活動が選択できるよう、相談支援体制を通じて支援を行うとともに、その仕組みづくりを進めます。

##### 〔主な施策・事業〕

施策・事業	内容	担当課
障害福祉サービス費支給事業 (再掲)	障害福祉サービスの「就労継続支援」「自立訓練」などについて、提供事業者等との連携を図りながら、障害のある人へのサービスの提供、支援を行います。	障害福祉課

## 5 ライフステージに応じた支援

---

1～4では各取り組みを分野別にまとめて示しましたが、障害のある人等のライフステージに着目して支援に際しての課題と方向性をまとめると、以下のようになります。

### (1) 乳幼児期（就学前）

#### 【支援課題】

乳幼児期は、親子関係を中心に基本的な信頼関係を獲得するとともに、自立心が芽生え始める時期でもあります。

この時期は、乳幼児健康診査等で障害が分かり療育機関との関わりを持ちつつも、障害の受容と向き合う中で親が自分を責めてしまったり、家族がライフプランの変更を余儀なくされる等の状況がみられます。家族に対しては、親への支援だけでなく、障害のある子ども自身やその兄弟姉妹への支援も重要な課題になります。

また、発達障害の場合には、保育園や幼稚園で他の子どもたちと過ごす中で発達の遅れ等に気付くことも少なくなく、そうしたケースではその子の障害に見合った関わりが必要になり、保育園等と発達支援に関わる専門機関との連携が必要になります。

さらに、障害のある子どもに対しては、親がどのように関わってよいかわからなかったり、支援・指導の不足等により親の不適切な関わりや偏った育て方、虐待・育児放棄につながってしまう場合もあります。

#### 支援の方向

母子保健、乳幼児健康診査を充実させるとともに、千葉県君津健康福祉センター（保健所）や千葉県君津児童相談所、医療機関等の関係機関との連携を確保し、障害の早期発見・早期療育の体制の充実を図ります。

福祉サービスを必要とする子どもに関しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、「訪問系サービス」や「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」等さまざまな支援サービスの充実を図ります。

### (2) 学齢期（おおむね6～17歳）

#### 【支援課題】

学齢期は、就学とともに遊びや仲間づくりを通して、自分の気持ちを親以外の人に伝えたり、同世代の子どもたちとの関わりの中で対人関係や自己をコントロールすることを学んだりする時期です。

障害のある子どもの中には、普通学級に通っている子どもも多くいますが、特別支援学級に通っている子どもも多く、また、居住地域から離れた特別支援学校等に通っている子どももいます。障害のない子どもとの交流、また、地域の子どものとの交流の機会を確保していく必要があります。「交流・共同学習」が一層重要になります。

発達支援等の療育機関の多くは、利用の対象年齢を就学前までとしており、学齢期には、支援の主な担当が福祉分野から教育分野に移行していきます。療育に関連する支援機関による支援から、学校における支援へとスムーズに引き継ぎが行われていくことが必要で、その体制の整備をさらに進めていくことが課題です。

障害のある子どもの多くが、思春期に入っても親にほとんどのことを手伝ってもらわなければならない環境にあることから、心の成長とともにジレンマを抱えることも多く、一人ひとりの心の発達段階を見極めていくことが必要になります。

他方では、特別支援学校等では就労に向けた準備が進められ、訓練を行うことが求められますが、社会的な体験の機会や場が十分に用意されていなければ、自身の興味・関心に基づく「やりたいこと」にはつながっていきません。

精神保健の分野では、心の問題を抱えながら学校では必要なサポートを得られることなく“問題のある子ども”として扱われてしまう子どもが増えており、家族への支援を含めて学校が外部の機関等とも連携して取り組んでいくことが必要とされています。

#### **支援の方向**

障害のある子どもの特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、「特別支援教育」をはじめ、障害のある子ども一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害のある子どもの豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、障害のある子どもへの相談活動を通じた支援・指導に努めます。

小中学校における校舎等の段差解消やスロープ、多目的トイレの設置等、教育環境の整備を推進します。「放課後児童クラブ」等の充実、校庭や体育館の開放や余裕教室等の活用を進め、障害のある子どもの放課後や土日の居場所の確保に努めるとともに、発達障害等のある子どものための「特別支援教室」の設置等の検討を進めます。発達障害のある子の発達と円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、支援を行います。

学校教育終了後の進路について、障害のある子どもとその保護者が安心して選択できるよう、学校での進路指導や進路別の訓練・指導の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携の下に、障害のある子どもの状況等に応じて「働く場」「訓練の場」「日中活動の場」での活動のいずれかを選択できる仕組みの整備を進めます。

### (3) 成人期（おおむね 18～64 歳まで）

#### 【支援課題】

特別支援学校等を卒業後、就労する障害のある人も多くみられますが、就労環境の中で対人関係等に戸惑いを覚え、作業能力の不足によるというよりも対人関係のトラブル等で離職する人も少なくありません。また、企業等での就労を経験すること無く「福祉的就労」を続ける人も多くみられます。

また、徐々に親の年齢も高くなってくるとともに、家族環境にも変化がみられる時期であり、多様な支援が求められてきます。精神障害のある人については、この時期に発病することが少なくなく、医療機関や家庭だけで過ごしているケースもみられます。就学や就労、社会参加の機会を失ったまま成人期に移行し、精神科デイケアや地域生活支援センターの利用者には、他に活動の場がないという人が多くなるといった状況もうかがえます。交友関係についても支援者や障害・病気のある人同士に限られがちです。

さらに、就労や結婚などを通じて社会や家庭での役割を獲得していくことが想定される時期ですが、障害のある人の中には、変化が乏しい生活を送ることを余儀なくされたり、結婚して家庭を築く等の機会が得られず親元で過ごすことが本人にとっても家族にとっても当たり前になっている人が少なくありません。こうした中、その人なりに自立した暮らしを実現していくため、本人の自己選択・自己決定を大切にしながら将来に希望を見出せるような支援が求められています。

親が高齢化しても本人を支え続けたり、親が支えられなくなったときなどに、誰が本人を支援できるかなども課題となります。

#### 支援の方向

障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り就労し、職業を通じて自立と社会参加を実現することを支援・促進します。また、特別支援学校卒業生や退院してもすぐに雇用には結び付かない回復途上の精神疾患のある人など、民間企業等での雇用は困難な障害・病気のある人のための「福祉的就労」等、活動の場や訓練の体制の充実を図ります。

また、障害のある人が地域の中で自立生活を営めるよう、地域生活への移行を支援・促進し、身近な所で相談支援が受けられる体制の整備を推進するとともに、地域生活支援拠点等や訪問系サービス、日中活動・住まいの場、さまざまな体験をする場や機会の充実に努めます。

障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人も参加できる芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等のさまざまな機会を提供し、「生活の質」の向上に努めます。

#### (4) 高齢期（65歳以上）

##### 【支援課題】

高齢期は、心身の衰えがみられ始める時期ですが、高齢期が長期化した現代社会においては、その過ごし方を豊かにしていくことが必要とされます。

障害のある人にとって高齢期は、障害以外の心身の衰えによる病気や介護の必要が新たに生じてくるため、例えば、グループホームで安定した生活を送ってきた人をグループホームでは支えきれなくなる、といった課題も発生する時期となっています。また、成人期以降、家族の介助や支援が受けられなくなった後の支援が地域に不足している現状がライフステージを通じた不安として家族の関わりのあり方に大きく影響を与えています。

##### 支援の方向

障害の重度化を予防するため、リハビリテーションの充実を図るとともに、高齢期における健康づくりを促進・支援します。また、障害のある人やボランティアが多数参加し、楽しむことができる機会を提供して、障害のある人の社会参加を促進します。

生活機能の維持・回復や機能低下の防止を図るため、身近な所で相談が受けられる体制づくりを推進するとともに、生活上の介助・支援が必要な人に関しては、介護保険サービスや居宅支援サービスの基盤整備を推進し、障害福祉のサービスから介護保険のサービス等へスムーズに移行できるよう、十分な情報の提供等の支援に努めていきます。

